

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「北方地域旧漁業権者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 北方地域の一部をその地区の全部若しくは一部としていた旧水産業団体系法（昭和十八年法律第四十七号）第一条に規定する漁業会若しくは旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）第四十二条第一項に規定する漁業組合が同法第五条の免許を受けて有していた専用漁業権又はこれを目的とする入漁権に基づき、昭和二十年八月十五日において旧水産業団体系法第十三条第二項又は旧漁業法第四十三条第四項の規定により漁業を営む権利を有していた個人（第五号の指定をした者（当該指定及び第六号の指定を受けた者の全員が死亡した場合を除く。以下この項において同じ。）を除く。）

二（略）

五 前各号に掲げる者がその配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者（以下この項において「配偶者等」という。）を指定した場合における当該配偶者等（その者が主として当該配偶者等の収入によつて生計を維持している場合として主務省令で定める場合に該当する場合に限るものとし、その者の子又は孫のうちに前各号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。）

六 前号の指定をする場合において、第一号から第四号までに掲げる者の配偶者等のうちに当該指定を受ける者以外に介護、介助その他収入以外の方法によつてその者の生活の安定に主として寄与している配偶者等があるときは、当該寄与している配偶者等であつて主務省令で定めるもののうちその者が当該指定と併せて指定した者

七 第三号又は第四号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における配偶者等（その者が主として当該配偶者等の収入によつて生計を維持していた場合として主務省令で定める場合に該当し、かつ、当該配偶者等がその者の死亡の日から三年以内に主務省令で定めるところにより当該場合に該当する旨の

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「北方地域旧漁業権者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 北方地域の一部をその地区の全部若しくは一部としていた旧水産業団体系法（昭和十八年法律第四十七号）第一条に規定する漁業会若しくは旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）第四十二条第一項に規定する漁業組合が同法第五条の免許を受けて有していた専用漁業権又はこれを目的とする入漁権に基づき、昭和二十年八月十五日において旧水産業団体系法第十三条第二項又は旧漁業法第四十三条第四項の規定により漁業を営む権利を有していた個人（第五号の指定をした者（当該指定を受けた者が死亡した場合を除く。以下この項において同じ。）を除く。）

二（略）

五 前各号に掲げる者がその子又は孫のうちの一人を指定した場合における当該子又は孫（その者が主として当該子又は孫の収入によつて生計を維持している場合に限るものとし、その者の子及び孫のうちに前各号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。）

六 第三号又は第四号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における子及び孫のうち主務省令で定めるもの（その者が主として当該子又は孫の収入によつて生計を維持していた場合に限るものとし、その者の子及び孫のうちに第一号から第四号までに掲げる者に該当する者がある場合を除く。）

（新設）

確認を受けた場合に限るものとし、その者の子又は孫のうち第一号から第四号までに掲げる者に該当する者がある場合を除く。）
八 前号の確認を受ける場合において、第三号又は第四号に掲げる者の死亡の当時における配偶者等のうちに前号に掲げる者以外に介護、介助その他収入以外の方法によつてその者の生活の安定に主として寄与していた配偶者等がいるときは、当該寄与していた配偶者等であつて主務省令で定めるもののうち当該確認と併せて当該定めるものに該当する旨の確認を受けた者

(新設)